

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 道路の区域を変更する件四件 一〇六
- 道路の供用を開始する件四件 一〇九
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一一〇

告 示

福島県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡葛尾村大字落合 字落合一六番地先から 同 郡同 村大字落合 字落合九三番一地先ま で	変更前 変更後	一一・〇〇 二四・八	四四〇・〇 四四〇・〇
		変更後	一一・〇〇 一八・七	四四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	須賀川市狸森字下薑二 五番一地先から 同 市和田字新兵衛 池上一二〇番一地先ま で	変更前 変更後	一六・〇〇 一〇五・〇	五、〇〇七・五 五、〇〇七・五
		変更後	一六・〇〇 九一・〇	五、〇〇七・五

(道路計画課)

福島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道母畑 須賀川線	須賀川市雨田字前中山 一三九番一地先から 同 市小作田字天下 清水二八番一地先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 二四・〇	二八〇・〇 二八〇・〇
		変更後	一一・八〇 四七・〇	二八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道牧之内長沼線	岩瀬郡天栄村大字牧之内字柳沢四八番一地先から 同 郡同 村大字牧之内字コロビ石一四番五地先まで	変更前 四・六〇 一三・〇〇 変更後 一〇・〇〇 三四・〇〇	(メートル)	四三五・五 四二四・二

(道路計画課)

福島県告示第百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡葛尾村大字落合字落合一六番地先から 同 郡同 村大字落合字落合九三番一地先まで	令和二年二月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道井手長塚線	双葉郡双葉町大字長塚字原田三〇	令和二年三月三日

設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道母畑須賀川線	須賀川市雨田字前中山一三九番一 地先から 同 市小作田字天下清水二八番一 地先まで	令和二年二月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第百一十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道牧之内長沼線	岩瀬郡天栄村大字牧之内字柳沢四八番一地先から 同 郡同 村大字牧之内字コロビ石一四番五地先まで	令和二年二月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第百一十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

番一地从先から
同 郡同 町大字長塚字町東八九
番一地从先まで

(道路計画課)

福島県告示第百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
井戸沢	郡山市熱海町長橋字井戸沢	土石流	次の図のとおり
大松	同 市熱海町長橋字大松	土石流	
明堂	同 市逢瀬町河内字明堂	土石流	
下石田町1	同 市逢瀬町河内字下石田町	土石流	
下石田町2	同 市逢瀬町河内字下石田町	土石流	
鍛冶小屋	同 市逢瀬町多田野字鍛冶小屋	土石流	
阿ノ山2	同 市中田町高倉字阿ノ山	土石流	
向生後草	同 市中田町牛縊本郷字向生後草	土石流	
蟹沢	同 市中田町木目沢字蟹沢	土石流	
関ノ上	同 市中田町中津川字関ノ上	土石流	

強梨1	同 市都路町岩井沢字馬酔木沢	土石流
馬酔木沢1	同 市都路町岩井沢字馬酔木沢	土石流
本沢	同 市都路町岩井沢字持藤田	土石流
持藤田2	同 市都路町岩井沢字持藤田	土石流
持藤田1	同 市都路町岩井沢字持藤田	土石流
所久保2	同 市都路町岩井沢字持藤田	土石流
所久保1	同 市都路町岩井沢字所久保	土石流
櫛梨子1	同 市都路町岩井沢字櫛梨子	土石流
中小屋3	同 市都路町岩井沢字中小屋	土石流
東谷地2	同 市都路町古道字東谷地	土石流
中小屋2	同 市都路町岩井沢字中小屋	土石流
稲場	田村市船引町船引字稲場	土石流
五舂蒔	同 市中田町中津川字五舂蒔	土石流
五斗蒔沢	同 市中田町中津川字五斗蒔	土石流
休石1	同 市逢瀬町多田野字休石	土石流
山田原沢	同 市逢瀬町多田野字山田原	土石流
地引	同 市逢瀬町河内字地引	土石流
上瀧	同 市逢瀬町河内字上瀧	土石流
反田	同 市熱海町長橋字反田	土石流
金堀	同 市西田町大田字金堀	土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(砂防課)